

十一
一
二
三
四
五
六
十
十
十
十
十
十

の 中 払 払 償 償
取 途 込 込 還 還
扱 換 場 期 金 期
い 金 所 日 額 限

後 第 二 期 以
額 面 金 額 × $\frac{0.05}{100}$ × $\frac{1}{2}$
期が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）。

(一) 式 次 行 一 中 日 平 額 平 成 年 利 子 を 支 払 う。
日本銀行の本店又は支店
に平成三十一年十一月十五日
までの間の場合
額面金額 + 経過利子に相当す
る金額 × $\frac{79.685}{100} + \text{第二期利子}$
に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)
毎年五月十五日及び十一月十五
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る年利子を支払う。

(二) 前から平成三十一年十一月十五日
に区分に応じ、それぞれの算
式により算出した金額とする。
額面金額 - (初期利子に相当す
る金額 × $\frac{79.685}{100} + \text{第二期利子}$
に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)
後の場合
額面金額 + 経過利子に相当す
る金額 - 利子に相当する金額
× $\frac{79.685}{100} \times 2$

支金利元所場払

(二) 平成三十一年十一月十五日
 前額の場合は、(初期利子に相当する額 + 経過利子に相当する額) × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する額)

の額は、(平成三十一年五月十五日現在の額 + 経過利子に相当する額) - 経過利子に相当する額